

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年御杖村条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「、期末手当及び費用弁償」を「等」に改める。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条の見出し中「報酬」の次に「等」を加え、同条第5項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条第1項第2号前段中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条の2 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。

(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、基準日の報酬の月額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第16条の規定の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

第8条第5項、第11条及び第14条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。